



平成31年1月～31年6月講習日程表

31.2.17

印は日曜祭日 休業日 講習日程は都合により変更する場合がありますので、事前にご確認して下さい。 <フォークのコースはBコースの1・4日目の2日間で実施します>

平成31年1月	講習種類 技能講習 安全衛生・特別教育	講習科目 車両系・高所・フォークリフト 玉掛け・小型移動式クレーン	日程表	平成31年1月
平成31年2月	講習種類 技能講習 安全衛生・特別教育	講習科目 車両系・高所・フォークリフト 玉掛け・小型移動式クレーン	日程表	平成31年2月
平成31年3月	講習種類 技能講習 安全衛生・特別教育	講習科目 車両系・高所・フォークリフト 玉掛け・小型移動式クレーン	日程表	平成31年3月
平成31年4月	講習種類 技能講習 安全衛生・特別教育	講習科目 車両系・高所・フォークリフト 玉掛け・小型移動式クレーン	日程表	平成31年4月
平成31年5月	講習種類 技能講習 安全衛生・特別教育	講習科目 車両系・高所・フォークリフト 玉掛け・小型移動式クレーン	日程表	平成31年5月
平成31年6月	講習種類 技能講習 安全衛生・特別教育	講習科目 車両系・高所・フォークリフト 玉掛け・小型移動式クレーン	日程表	平成31年6月

フォークリフトA・高所A各コースは、希望に応じ適宜実施致しますので、ご相談下さい。

*各料金は、講習料・教材費(テキスト等)・写真・8%の消費税です。講習により受講者数がまとまれば、開催日及び出張講習の相談に応じます!!

車両系建設機械(整地用等)運転技能講習(機体質量3t以上) コース名/時間・日数 受講資格 受講料 教材他 合計 A/38h・5日 下記資格・経験無 91,000 2,000 93,000 B/18h・2.5日 自動車免許無・小型車両系経験6ヶ月有 42,000 2,000 44,000 C/14h・2日 大型特殊自動車免許有 又は 自動車免許有・小型車両系経験3ヶ月有 39,000 2,000 41,000				車両系建設機械(解体用)運転技能講習(機体質量3t以上) コース名/時間・日数 受講資格 受講料 教材他 合計 B/5h・1日 車両系建設機(整地用等)技能講習有 17,000 2,000 19,000			
小型移動式クレーン運転技能講習(1t～5t未満) (給) A/20h・3日 下記資格・経験無 28,000 2,000 30,000 C/16h・3日 クレーン免許有・玉掛け技能講習有 25,000 2,000 27,000				フォークリフト運転技能講習(積載荷重1t以上) (給) B/31h・4日 自動車免許有・経験無 26,600 2,000 28,600 C/14h・2日 大型特殊自動車免許有 又は 自動車免許有・フォーク経験3ヶ月有 22,000 2,000 24,000			
高所作業車運転技能講習(10m以上の高さ) A/17h・2.5日 自動車免許無・下記資格無 40,000 2,000 42,000 B/14h・2日 免許有orフォークor車両系技能講習有 37,000 2,000 39,000 C/12h・2日 移動式クレーンの免許or技能講習有 35,000 2,000 37,000				安全衛生教育 教育種類 日数時間 受講料円 職長・安全衛生責任者(建設業) 2日14h 14,000 職長(製造業) 2日12h 14,000 刈払機取扱者 1日6h 11,000 振動工具取扱者 1日4h 8,000			
玉掛け技能講習(1t以上のクレーンでの作業) (給) A/19h・3日 下記資格・経験無 22,000 2,000 24,000 C/15h・3日 クレーン免許有 小型移動式クレーン技能講習有 19,000 2,000 21,000				特別教育 教育種類 日数時間 受講料円 ★小型車両系建設機(整地用等)運転(3t未満) 2日13h 14,000 ★ローラー運転 2日10h 14,000 ★伐木(チェーンソー・大径) 2日16h 14,000 ★高所作業車運転 2or1日9h 14,000 ★研削といし(自由研削) 1日6h 11,000 ★クレーン運転(5t未満) 2日13h 14,000 ★足場/粉じん/酸欠/フルハネス安全帯 1日 10,000			
玉掛け技能講習とクレーン運転特別教育(5t未満の天井クレーン)の併合講習 4日 玉掛けは上記と同一、講習はAC同一内容で実施 30,000 3,500 33,500				(コースはBコースの1・4日目の2日間で実施します。Aコースはご相談下さい)			

上記講習・教育で記載のないものについては、遠慮なくお問い合わせください!!

人材開発支援助成金・建設労働者技能実習 建設業事業主様への助成金!! (車両系(整地/解体)・高所・玉掛け・小型移動式クレーンの技能講習と(印対象))

助成金受講は、御予約時「助成金利用」の申告をいただき、受講後申請手続きを行います。提出先は「あいち雇用助成室(愛知県)、ハローワーク(岐阜県)」です。

助成金適用の条件は、《中小建設業事業主》で、《雇用保険に12/1000で加入している》こと、《受講者が被保険者である》ことです。

《講習料の6割～(経費助成)》と《6,650円～の日当(資金助成)》が支給されます。支給申請は、講習終了後2カ月以内に手続きが必要となります。

計画届は不要となりました!!30/10～ 支給申請に必要な書類の作成は当教習センターにてお手伝いします、予約時に申し付け下さい。

(給) ハローワークの教育訓練給付金、フォークリフトB・玉掛けA・小型移動式クレーンAが該当します。(雇用保険支給要件期間3年以上要)